

不良空き住宅等除却補助事業のお知らせ

周辺の生活環境に影響を及ぼす空き住宅などを所有者が自ら除却する場合、除却費用の一部を補助（最大 100 万円）しています。不良空き住宅などの除却を検討されている方は、下記までお問い合わせください。

事前調査の受付期間 6 月 10 日(火)まで

○手続きの流れ

補 助 申 請 者	訓 子 府 町
①事前調査依頼書の提出（6 月 10 日まで） 補助対象の不良空き住宅に該当するか、事前に調査を依頼	②現地調査・判定 町が現地で対象の空き住宅の調査を行い、補助対象となるか判定
④交付申請書の提出（7 月 31 日まで） 申請可能との通知を受けた場合、関係書類をそろえて町に申請	③判定結果の報告 補助申請の可否について、町から申請者に通知
⑤まで手続きが進んだら 除却事業者との契約・除却工事着手	⑤書類審査・交付決定 内容を審査し、補助金交付が決定した場合、申請者に交付決定を書面で通知 ※補助金交付決定前に契約・着手したものは、補助の対象外となりますので、ご注意ください。
⑥除却完了・完了報告 完了報告は、工事完了後または令和 8 年 1 月 20 日までに提出	⑦書類審査・交付額確定 審査により交付金額が決定した場合、申請者に交付額確定通知書を送付
⑧請求書の提出 交付額確定通知書を受理後 14 日以内または、令和 8 年 2 月 20 日のどちらか早い方の期日までに提出	⑨補助金交付 指定された口座に補助金を振り込み

○対象者

- ・補助の対象となる空き住宅などの所有者または相続人
- ・町税の滞納がない方

○対象となる空き住宅など

- ・訓子府町内に所在し、1 年以上使用していない専用住宅または併用住宅
- ・町の事前調査で、住宅地区改良法の規定に基づく「不良住宅」と判定されたもの
- ・補助申請者において、除却後の跡地を適正に管理することができるもの
- ・町内に本店または支店、営業所などを有する業者による除却工事

○補助額 除却工事費の 2 分の 1 以内（限度額 100 万円）

○補助件数 上限 2 件（補助件数を上回る応募があった場合は抽選となります）

■問合せ 住宅施設課住環境係（☎ 47-2117 役場 1 階 窓口 3 番）

空き家・空き地バンク、さかさまバンク制度

町では、昨年まで実施していた空き家バンク制度に加え、空き地と利用希望者の情報を公表するさかさまバンク制度を新たに開始します。（空き家活用定住対策補助金は令和 6 年度をもちまして終了しました）

「空き家・空き地バンク」は、売りたい人の物件情報をお知らせする仕組みです。

「さかさまバンク」は、欲しい人の希望する情報や条件をお知らせする仕組みです。

※ホームページなどで公開することで、空き家・空き地の売却や賃貸を希望する所有者、購入や賃貸の意思のある方の情報を空き家の所有者などへ情報提供を行うマッチングシステムです。

※詳しくは、お問い合わせいただくか右記 QR からご確認ください。



空き家流通促進事業補助のお知らせ

放置される空き家の発生抑制、空き家の流通の促進および有効利用の推進を図ることを目的に、空き家などの相続登記および残置物の処分、古い建物の耐震性の有無を判断する耐震診断を支援するため、それらにかかる費用の一部を補助します。

○補助内容

- ・相続など登記 相続登記に要する経費の 2 分の 1 補助、上限 5 万円

- ・残置物など処分 残置物の撤去および処分などに要する経費の 2 分の 1 補助、上限 15 万円

- ・耐震診断 昭和 56 年 5 月以前に建設された建物の耐震診断などに要する経費の 2 分の 1 補助、上限 10 万円

○受付期間 4 月 1 日(火)～12 月 26 日(金)まで
（予算に達した時点で受け付けを終了します）

※詳しくは、お問い合わせいただくか右記 QR からご確認ください。



住まいのゼロカーボン化推進事業補助のお知らせ

町では、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしい豊かなまちづくりの一環として、居住用の住宅への太陽光発電システムやエネルギー利用の効率化を促進する設備を導入しようとする個人の方に、導入費用の一部を補助します。

○補助内容 次の対象設備工事に要する経費の 2 分の 1 補助

- ・太陽光発電 上限 30 万円
- ・定置用蓄電池 上限 10 万円
- ・住宅への性能向上リフォーム 上限 40 万円

- ・集会所など性能向上リフォーム 上限 25 万円
- ※性能向上リフォームは、エアコンや給湯器などの設備設置など、機能が向上して CO2 削減の効果が認められる環境性能に適合した場合に対象となります。

○受付期間 4 月 1 日(火)～9 月 30 日(火)まで
（予算に達した時点で受け付けを終了します）

※詳しくは、お問い合わせいただくか右記 QR からご確認ください。



■問合せ 住宅施設課住環境係（☎ 47-2117 役場 1 階 窓口 3 番）